

名称等 新型コロナウイルス感染症対策に関する経済支援についての市長メッセージ

担当 産業振興部 商工振興課

直通 055-934-4748 内線 2586

内容

本市は、市内事業者の感染防止対策と事業継続の支援を目的として、令和3年2月24日から「経営持続化支援金」の申請窓口を開設しました。

年度末を迎え、人の移動や会食の機会が増える中、更なる感染防止対策が求められるものの、3月8日（月）時点において、対象となる4,000店舗のうち1割弱の申請状況となっていることから、市内事業者に向け「経営持続化支援金」の活用を呼びかけるための市長メッセージを、次のとおり発信します。

(1) 市長メッセージ

新型コロナウイルス感染症対策に関する経済支援についての市長メッセージ

本市は、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑え込む上で大変重要な時期を迎えています。

今後、年度末に向け、人の移動や会食の機会が増える時期となりますが、感染の再拡大につながらないように、引き続き感染防止対策を徹底していくことが必要となります。

現在、市では、感染防止対策と事業継続を支援するため、これまで支援してきた宿泊業、飲食サービス業に加え、市内に店舗を構え不特定多数への接客を伴う、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、療術業を営む事業者に向け、1店舗あたり10万円の「経営持続化支援金」の申請を受け付けております。

本支援金の対象を、4,000店舗と想定しておりますが、3月8日時点において、申請状況は約1割弱に留まっております。

対象となる事業者の皆様には、この支援金をぜひ活用していただき、市内の感染拡大防止に向けて、一丸となって取り組んでまいりましょう。

(2) 経営持続化支援金の概要

① 趣旨

新型コロナウイルス感染症を原因とした、急激な経済の変動により事業活動に大きな影響を受けている市内の中小企業者等のうち、特に接客を伴うことによる店舗内での感染リスクが高く、感染予防対策に要する経済的負担が大きい事業者の経営持続化を支援するため、支援金を支給する。

② 支給対象事業者（以下のすべての要件に該当する店舗）

- ・ 市内に店舗を有し、同店舗内で接客を伴う事業を営んでいる中小企業者等
- ・ 次のア～エのいずれかに該当すること
 - ア 小売業
 - イ 宿泊業、飲食サービス業
 - ウ 生活関連サービス業、娯楽業
 - エ 療術業
- ・ 営む事業に該当する業種別ガイドラインに準じた感染予防対策を実施していること
- ・ 市税の滞納がないこと
- ・ 令和3年2月1日以前から継続して事業を営み、今後も継続する予定であること
- ・ 暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しないこと

③ 支給金額

1店舗あたり10万円（複数店舗を経営する場合、1事業者あたり50万円が上限）

④ 申請期間・受付方法

令和3年3月31日(水)まで郵送での受付 ※最終日必着

<送付先> 〒410-8601 沼津市御幸町16-1

沼津市役所商工振興課 経営持続化支援金受付窓口

⑤ 問い合わせ先

商工振興課 経営持続化支援金受付窓口

電話 055-934-2595